

港湾局所属船舶管理及び運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港湾局所属船舶の適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(適用船舶)

第2条 この要綱を適用する船舶は、港湾局に所属する別表1の船舶のとおりとする。

(運航業務)

第3条 船舶は、次の業務を行うものとする。

- 1 港湾区域内の巡視業務
- 2 港内視察運航業務
- 3 海難等事故の防止と発生時の対応業務
- 4 港湾関連の調査運航業務
- 5 海事関係行事に関する警備等業務
- 6 災害防止と発生時の対応業務
- 7 その他港湾管理上必要と認めた業務

(業務運用)

第4条 前条各項の業務を行うにあたっての基本的な船舶の運用は、各船舶の特性に応じたものとするほか、船舶相互の有機的な連携を確保し、弾力的に運用するものとする。

(巡視)

第5条 巡視業務については、河川運河を含む港内水域を良好な状態に維持するために実施するものとし、業務内容は別に定めるものとする。

(視察)

第6条 視察運航業務については、本港来訪者に対する見学案内及び港湾運営上必要な視察等のために、港湾局が定める要領により承認並びに実施するものとする。

2 この視察業務は、原則としてあおぞら・かもめが当たるものとする。

3 港内の視察は、本市の開庁日に行い、勤務時間内に離着岸することとする。

(他の運航)

第7条 その他の運航業務については、業務の内容及び状況によりその都度判断するものとする。

(運航基準)

第8条 船舶を運航するにあたっては、次の事項を留意するものとする。

1 運航は、港営課長の指示によるものとする。

2 運航にあたっては、乗組員その他乗船者の安全と効率的な運航に十分配慮するものとする。

3 運航の区域は、港湾区域とする。ただし、人命救助等により突発的かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

4 強風、波浪並びに視界不良による運航の可否は、別表2を基準とし、船長が判断し港営課長に報告するものとする。

5 運航にあたって、乗組員及び乗船者は船長の指示に従わなければならない。

(事故時等の措置)

第9条 船長は、船舶の事故その他緊急の事態が発生したときは、乗組員を指揮し、港営課長に報告等適切な措置を講じることとし、措置方法は別に定めることとする。

(運航日報)

第10条 船長は、業務終了後、すみやかに航行の状況及び巡視等の結果を運航日報に記録し、港営課長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成11年川港海務第240号)

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

船名	トン数 (G/T)	馬力 (PS)	速力 (KT)	船質
あおぞら	126.77	890	25.66	軽合金
かもめ	19.00	529	24.50	軽合金
ひばり	20.90	165	11.00	鋼

船名	最大搭載人員		建造
	船員	旅客／その他	
あおぞら	4	56／6	昭和 57 年 3 月
かもめ	2	25／0	令和 3 年 3 月
ひばり	2	0／11	昭和 48 年 3 月

運 行 基 準

- 1 船長は、川崎港港内及び東京湾（扇島沖も含む。）の気象、海象が次の条件の一に該当するときは、運航してはならない。

	風 速	波 高
川 崎 港 港 内	1 0 M / S e c 以上	0 . 8 M 以上
東 京 湾 （ 扇 島 沖 ）	1 0 M / S e c 以上	1 . 0 M 以上

※風速計 マリエン、あおぞら

- 2 船長は、航行中に遭遇する気象・海象が次の条件の一に該当するおそれがあるときは、運航を中止しなければならない。

	風 速	波 高
川 崎 港 港 内	1 0 M / S e c 以上	0 . 8 M 以上

※風速計 マリエン

- 3 船長は、運航時において船体の動揺等により船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒時の事故が発生するおそれがあるときは、運航を中止し、減速、巡視等航路の変更その他適正な措置をとらなければならない。

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次の条件に該当したと認めたときは、その時の状況に適した速度又は状況に応じて停止をし、錨泊又は基

準航路の変更等の措置をとらなければならない。

視程	300 m以下
----	---------

- 5 船長は、4の条件以下において通常航行する場合も、速度及び周辺状況の確認並びに霧中信号等の使用により安全対策を施さなくてはならない。